

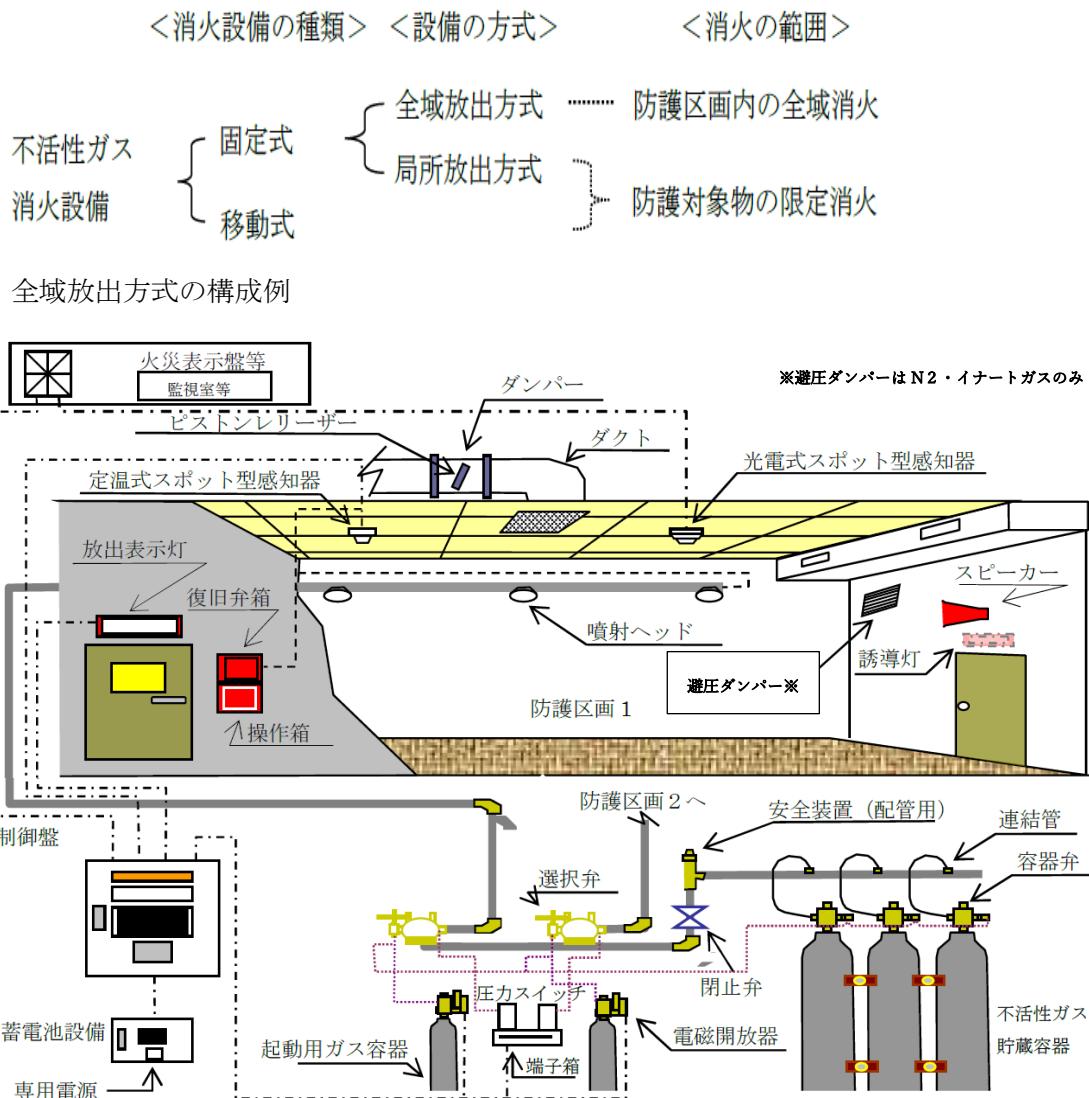
第6 不活性ガス消防設備

1 設備の概要

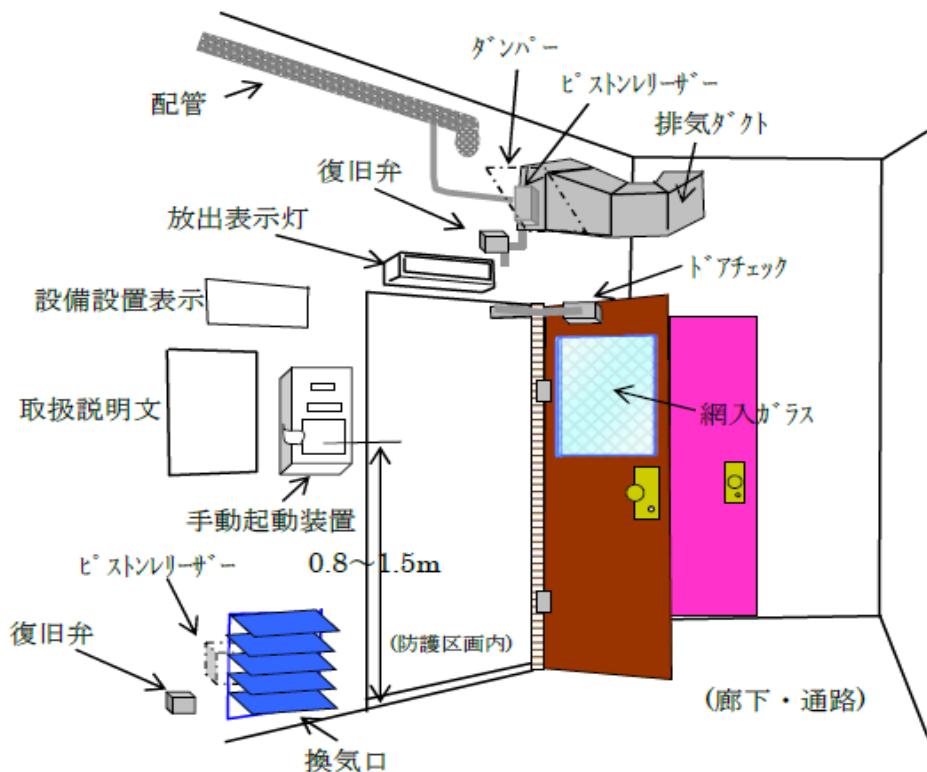
- (1) 不活性ガス消火設備は、特殊な用途の防火対象物における火災や、特殊な可燃物等の火災を消火することを目的とするもので、放射の形式と放射による消火効果を期待する区域により、全域放出方式、局所放出方式及び移動式の三種類がある。噴射ヘッド、配管、選択弁、不活性ガス（消火剤）、起動装置、音響警報装置、電源等から構成され、人が起動装置を操作することにより作動させる方式及び自動火災報知設備の感知器によって火災が感知されると自動的に作動する方式のものがあり、容器弁を開き不活性ガス貯蔵容器から配管を通して噴射ヘッドから不活性ガスを噴射させるものがある。

移動式のものは、配管からホースを通してノズルから不活性ガスが噴射されるものである。消火剤として用いられる不活性ガスは、二酸化炭素（二酸化炭素に一部ドライアイスが混合したもの）、窒素、窒素とアルゴンの混合物の容量比が（50 対 50）、窒素とアルゴンと二酸化炭素の混合物の容量比が（52 対 40 対 8）の 4 種類がある。消火剤を放射し、空気の供給を遮断するか又は空気中の酸素濃度を低下させることにより燃焼を停止させる窒息効果、ドライアイスによる冷却効果（二酸化炭素を放射するものに限る。）を利用して消火するものであり、危険物火災等に対して特に有効である。また、消火剤放射後も水損及び感電の危険性がないことが大きな利点である。

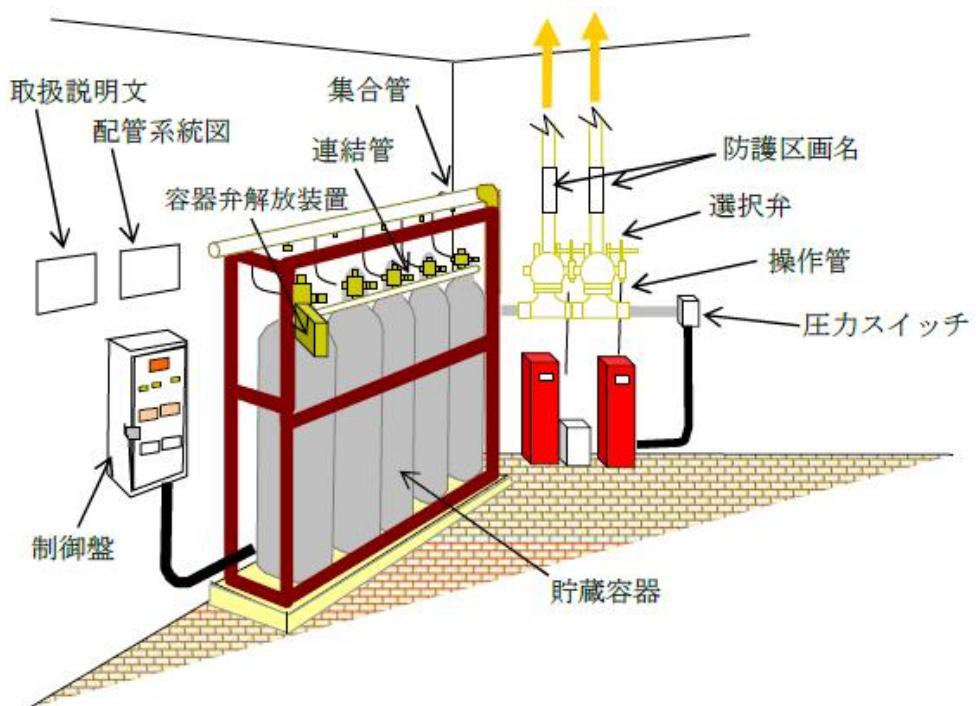
- ## (2) 放出方式による分類



(4) 防護区画・開口部の例



(5) 貯蔵容器室の例



(6) 防火対象物又はその部分ごとの放出方式、消火剤の種類（第6-1表参照）
第6-1表

防火対象物 又はその部分	放出方式 消火剤	全域		局所	移動
		二酸化 炭素	ケートガス ※1, 2	二酸化 炭素	二酸化 炭素
		×	×	×	○
當時人がいない部分以外の部分		×	×	×	○
道路の用に供する 部分	屋上部分	×	×	×	○
	その他の部分	×	×	×	×
防護区画の面積が1,000 m ² 以上又は体積が3,000 m ³ のもの		○	×		
常時 人 が い な い 部 分	自動車の修理又は整備の用に供される部分	○	○	○	○
	駐車の用に供される部分	○	○	×	×
	多量の火気を使用する部分	○	×	○	○
	発電機室等	ガスタービン発電機が設置	○	×	○
		その他のもの	○	○	○
通信機器室		○	○	×	×
そ の 他 の も の	指定可燃物を 貯蔵し取り扱 う部分	綿花類・木毛及びかんなくず、ぼろ及 び紙くず(動物性油がしみ込んでいる 布又は紙及びこれらの製品を除く。)、 糸類、わら類又は合成樹脂類(不燃性 又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製 品、原料ゴム及びゴムくずに限る。) に係るもの 木材加工品及び木くずに係るもの	○	×	×
		可燃性固体類、可燃性液体類又は合成 樹脂類(不燃性又は難燃性でないゴム 製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴム くずを除く。)に係るもの	○	×	○

○：設置できる ×：設置できない

注) ※1 窒素はイナートガスに含まれる。

※2 防護区画面積1,000 m²以上又は体積3,000 m³以上のもの及び多量の火気を使用する部分は省令の規定では設置不可だが「ガス系消火設備等評価委員会」の評価により政令第32条を適用し設置できる場合がある。

2 用語の意義

(1) 全域放出方式

火災の発生した室内(開口部を閉鎖することを原則とする。)に固定された配管、天井面等に取り付けられた噴射ヘッドにより不活性ガスを放出して酸素濃度を低下させ、燃焼を停止させる消火方式である。

(2) 噴射ヘッド

管路内を流出してきた消火剤を放射する部分であり、噴射口(オリフィス付)、デフレクター及びホーンの組み合せからなっている。全域放出方式の個々の噴射ヘッドには、有効防

護空間の概念はなく、一定の放射量が確保できれば良いが、区画内のどの部分で火災が発生した場合であっても、できるだけ早くすべての部分が所定の設計濃度に到達するよう、立体的な消火剤の拡散を考慮する必要がある。

(3) **自動閉鎖装置**

開放されている開口部が起動装置と連動し、消火剤放射前に自動的に閉鎖する防火戸等のことであるが、人のいる場所では、人のいる間は火災感知装置との連動でなく、手動による閉鎖もできるようセットしておく必要がある。この場合、防火戸等をシャッターとする場合には、最終退避者のためのくぐり戸（自閉式に限る。）が設けられていなければならない。

(4) **標準放射量**

省令第32条に規定されている放射量をいい、防護対象物の種類及び大きさにより規定される消火剤の量（省令第19条第4項）を規定の時間（省令第19条第2項、第3項）及び噴射ヘッドの設置個数で除した値、すなわち噴射ヘッド1個当たり毎分何kgの消火剤を放射するものであるかを定めたものである。

(5) **局所放出方式**

固定された配管、噴射ヘッドにより消火剤を防護対象物に直接放射して消火を行うもので、消火剤の特性を生かし、効果的に燃焼部分を覆うことにより、酸素の供給を急激に遮断して消火を行うとともに、可燃物の温度も低下させる冷却効果もあるものである。

(6) **防護空間**

防護対象物のすべての部分から60cm離れた部分の空間をいう。

(7) **音響警報装置**

放射区域内又はその付近にいる人々に不活性ガスを放射する旨を知らせ避難させるためのものであるから、放射区域内にいる人々に十分聞こえる音圧とし、他の警報音と区別できる音色であり、かつ、放射区域内にいる人々が退避するのに十分な時間（起動装置の作動と連動し、消火剤放射前に遮断されないことが必要。）作動しているものでなければならない。また、不活性ガス消火設備が設置されている場所、消火剤の放出方式等により、より明確に消火剤が放射される旨を人々に警報することが必要である。

(8) **移動式**

火災のとき煙が著しく充満するおそれのない場所に設置されるもので、構成は局所放出方式と同様であり、噴射ヘッドがホース及びノズルに置き換えられたものである。手動により起動装置を作動させ、ホースを火点まで延長し、人の操作により燃焼部分に直接消火剤を放射して消火を行うものであり、操作は屋内消火栓設備に準じたものである。

3 **全域放出方式**

(1) **設置場所★**

次の場所には、原則として全域放出方式の不活性ガス消火設備を設置しないこと。なお、当該部分にやむを得ず全域放出方式の不活性ガス消火設備を設置する場合には、防護区画の使用実態と消火設備の危険性を考慮した極めて高い安全対策を施すこと。

ア 当該部分の用途、利用状況等から判断して、部外者、不特定の者等の出入りするおそれのある部分「駐車場（タワー方式の機械式駐車場を除く。）」、「展示室・図書館・博物館・美術館等」、「テレビ、ラジオの放送施設」

イ 当該部分の用途、利用状況等から判断して、関係者、部内者など常時人のいる可能性のある部分「自動車の修理又は整備の用に供される部分」、「通信機器室等」、「厨房」、「倉庫」、「鍛冶場・ボイラ室・乾燥室その他多量の火気を使用する部分」、「フィルム等保管庫」、「印刷室」等

ウ 防災センター、中央管理室など、総合操作盤、中央監視盤等を設置し、常時人による監視、制御等を行う必要がある部分

(2) **防護区画の構造等**

ア 防護区画は、2以上の居室等にまたがらないこと。ただし、通信機器室、電子計算機器室又は金庫室の附室等で次のすべてに該当する場合は、同一の防護区画として取り扱うことができるものであること。

(ア) 廊下、休憩室等の用に供されないこと。

- (イ) 主たる部分と同一防護区画とすることに構造、機能上妥当性があること。
- イ 防護区画に設ける開口部は、人の出入り、換気等の必要最小限のものとすること。
開口部に設ける自動閉鎖装置は、省令第18条第1項第3号イの規定に準ずるほか、次のとおりとする。
- (ア) 防火戸は、隨時閉鎖することができ、かつ、感知器の作動と連動して閉鎖するか又は遠隔操作若しくは手動により閉鎖できるものであること。
- (イ) 防火戸は、消火剤の放射圧力に耐え、かつ、放射された消火剤が著しく漏洩しない構造のものであること。
- (ウ) 防火戸を電気により閉鎖させるものにあっては、非常電源を附置したものであること。
- ウ 防護区画に設ける出入口の扉は、当該防護区画から外側に開放されるとともにガス放出による室内圧の上昇により容易に開放しない自動閉鎖装置付きのものとすること。
- エ 防護区画の自動閉鎖装置にガス圧を用いるものにあっては、起動用ガス容器のガスを用いないこと。
- オ 開口部にガラスを用いる場合にあっては、網入りガラス、線入りガラス又はこれと同等以上の強度を有するものとする。
- カ 床面からの高さが、階高の3分の2以上の位置にある不燃材料で造られたダクト等の開口部及び電子計算室等で開口部を常時閉鎖して使用することが明らかな場合にあっては、自動閉鎖装置を設けないことができる。
- キ 防護区画に空調設備、換気設備、火気使用設備等（気体燃料又は液体燃料を使用する機器を含む）が設けられている場合にあっては、これらの設備が消火設備の作動と連動して制御されること。
- ク ルーフドレン等を塩ビ管にすると凍結等により亀裂が生じ、機密性が保たれないことが考えられるため、鋼管等を用いること。さらに排水口部分からも消火ガスが流出しないよう留意すること。★
- ケ 省令第19条第5項第22号の2に規定する「防護区画内の圧力上昇を防止するための措置」として避圧口を設ける場合は、次によること。
- (ア) 避圧口面積の算出

$$A = K \cdot Q / \sqrt{(P - \Delta P)}$$

A : 避圧口面積 (cm²)

K : 消火剤による定数 イナートガス消火剤 : 134

HFC-23 : 2730

HFC-227ea : 1120

FK-5-1-12 : 580

Q : 噴射ヘッドからの最大流量
$$\begin{cases} \text{イナートガス消火剤: m}^3/\text{分} \\ \text{HFC 及び FK 消火剤: kg/秒} \end{cases}$$

P : 防護区画の許容圧力 (Pa)

ΔP : ダクトの損失 (Pa)

(イ) 避圧口設置についての留意事項

- a 人に対する影響が少ない場所であること。周囲工作物等への影響も配慮すること。
- b 原則として屋上とする。ただし、人が容易に近づけないよう措置した場合など、周囲の安全が確認される場合は、2階天井（概ね5m以上）の高さとすることができます。

- c 原則として専用のものとすること。ただし、防護区画等から排出した消火剤が他室に漏洩しない構造のものにあっては、この限りでない。
- コ 防護区画には、避難方向を示す誘導灯を設けること。ただし、非常照明が設置されているなど十分な照明が確保されている場合にあっては標識によることができる。
- サ 無人となる場所又は電気室、機械室等特定少数の者が出入りする場所以外の場所に設ける防護区画は、アからコによるほか、次によること。
 - (ア) 防護区画には、二方向避難ができるように2以上の出入口が設けられていること。
ただし、防護区画の各部分から出入口の位置が容易に確認でき、かつ、各部分から出入口までの歩行距離が30m以下の場合にあっては、この限りでない。
 - (イ) 地階の防護区画の床面積は、400 m²以下とすること。ただし、防火対象物の地階の階数が1である場合で、防護区画に接してドライエリア等避難上有効な部分がある場合はこの限りでない。
なお、ドライエリア等とは、当該防護区画の外周（外壁）の2面以上及び周長の1/2以上がドライエリアその他の外気に開放されており、かつ、次のすべてに該当するものをいう。
 - a 開口部の面するドライエリア等の幅は、当該開口部がある壁から2.5m以上であること。
 - b ドライエリア等には、地上に出るための傾斜路、階段等の施設が設けられていること。
- (3) 全域放出方式の防護区画に隣接する部分に係る安全対策（二酸化炭素を放射するものに限る。）
 - ア 省令第19条第5項第19号の2ただし書きの「防護区画において放出された消火剤が開口部から防護区画に隣接する部分に流入するおそれがない場合又は保安上の危険性がない場合」は、次のとおりとする。ただし、防護区画及び当該防護区画に隣接する部分の規模、構造等から判断して、隣接する部分に存する人が高濃度の二酸化炭素を吸入するおそれのある場合を除く。
 - (ア) 隣接する部分が直接外気に開放されている場合若しくは外部の気流が流通する場合
 - (イ) 隣接部分の体積が防護区画の体積の3倍以上である場合
 - (ウ) 漏洩した二酸化炭素が滞留し人命に危険を及ぼすおそれがない場合
 - イ 省令第19条第5項第19号の2の規定によるほか、次によること。
 - (ア) 防護区画に隣接する部分に設ける出入口の扉（当該防護区画に面するもの以外のものであって、通常の出入り又は退路経路として使用されるものに限る。）は、当該部分の内側から外側に容易に開放される構造のものとすること。
 - (イ) 防護区画に隣接する部分には、防護区画から漏洩した二酸化炭素が滞留するおそれのある地下室、ピット等の窪地が設けられていないこと。
やむを得ずピット等（メンテナンスのためにやむを得ず入室することがあるものに限る。）を設ける場合は、防水マンホールや防臭マンホール等を用いるなど二酸化炭素が流入しない措置を講じること。
 - (ウ) 換気装置が設けられていること。
 - (エ) 換気装置の操作部は、防護区画及び当該防護区画に隣接する部分を経由せずに到達できる場所に設けること。
 - ウ 防護区画に隣接する部分が廊下である場合は、次によること。
 - (ア) 防護区画に隣接する廊下に面して扉がある室（防護区画を除く。）の扉には、その室内側に廊下が防護区画の隣接部分であることを明示した注意銘板を設置すること。
 - (イ) 防護区画に隣接する廊下に、誘導灯を政令第26条の技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したときは、前（ア）に規定する注意銘板が設置された前（ア）の扉の室内側は、省令第19条第5項第19号の2の規定にかかわらず、防護区画内で消火剤が放出された旨の表示灯を設けないことができる。
 - エ 防護区画及び防護区画に隣接する部分以外で、防護区画に隣接する部分を経由しなけれ

ば避難できない室（以下この項において「袋小路室」という。）には、消火剤が防護区画内に放射される旨を有効に報知できる音響警報装置を省令第19条第5項第17号の例により設けること。★

オ 防護区画に隣接して附室等を設ける場合の取扱い

（ア）不燃材料で造った壁、柱、床又は天井（天井のない場合にあっては、はり又は屋根）により区画されていること。

（イ）開口部にあっては、自動閉鎖装置付きの防火戸又は不燃材料で造った戸が設けられていること。

（ウ）幅1m以上、奥行1m以上で、かつ、2m²以上の広さを有するものとすること。

（4）噴射ヘッド

省令第19条第2項第4号に規定する噴射ヘッドは「不活性ガス消火設備等の噴射ヘッドの基準」（平成7年消防庁告示第7号）によること。なお、登録認定機関が認定を行った旨の表示が貼付されている機器（以下この項において「認定品」という。）とすること。◆

（5）貯蔵容器の設置場所

ア 不活性ガス消火剤の容器（以下「貯蔵容器」という。）の設置場所は政令第16条第6号及び省令第19条第5項第6号の規定によるほか、次によること。

（ア）第2屋内消火栓設備3.(1).ア.（ア）を準用すること。（c、d、eを除く。）

（イ）防護区画を通過することなく到達できる場所に設けること。

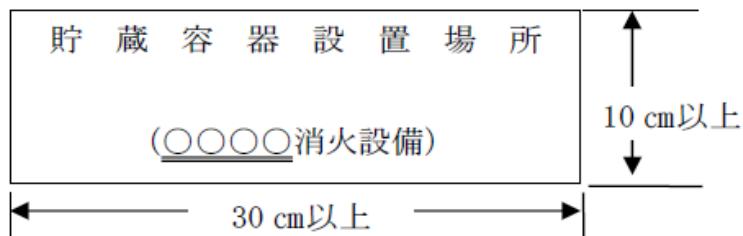
（ウ）貯蔵容器は、地震等による転倒を防止するため適当な措置が講じられていること。

イ タワー方式の機械式駐車場で次により防護区画の内部を区画して貯蔵容器を設置した場合には、防護区画を通過する位置に設置することができる。

（ア）外壁部分には出入口を設置し、外部から容器弁等を手動で開放できること。

（イ）防護区画と貯蔵容器室は密閉構造となっていること。

ウ 貯蔵容器の設置場所には、当該消火設備の貯蔵容器の設置場所である旨の表示を行うこと。（第6-1図参照）★



第6-1図

（6）容器弁等

ア 第19条第5項6号の2、8号、9号ニ、12号、13号ハに規定する容器弁、安全装置及び破壊板（以下「容器弁等」という。）は、「不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準」（昭和51年消防庁告示9号）に適合するものを使用すること。なお、認定品とすること。◆

イ 容器弁の開放装置

（ア）容器弁の開放装置は、手動でも開放できること。

（イ）電磁開放装置を用いて直接容器弁を開放するもので、同時に開放する貯蔵容器の数が7以上のものにあっては、当該貯蔵容器に2以上の電磁開放装置を設けること。★

（7）配管等

ア 配管は、省令第19条第5項第7号の規定によるほか、起動の用に供する配管には起動用ガス容器と貯蔵容器の間に、誤作動防止のための逃し弁（リリーフバルブ）を設けること。★

イ 使用する配管の口径等は、省令第19条第5項第22号の規定に基づく告示基準が示されるまでの間、各メーカーの施工要領等による他、有効に消火出来るよう算出された配管の

呼び径とすること。

ウ 配管の経路には、貯蔵室内の次のいずれかの部分に閉止弁を設置し「常時開・点検時閉」の表示を付すこと。★

(ア) 貯蔵容器と選択弁の間の集合管

(イ) 起動用ガス容器と貯蔵容器の間の操作管（起動用ガス容器の数が 5 未満の場合に限る。）

エ 前ウの閉止弁は、認定品とすること。★

オ ウの閉止弁の閉止状態は、点検者が十分判別できるよう操作箱とともに受信機、制御盤のいずれかに点滅する表示灯を設けること。なお、表示灯が点滅表示できない場合は、警報音を附加すること。また、自動連動となっている場合は、その旨の注意文章を自動火災報知設備の受信機及び二酸化炭素消火設備の制御盤に表示すること。

(8) 貯蔵容器

省令第 19 条第 5 項第 6 号から第 6 号の 3 までの規定によるほか、高压ガス保安法令に適合するものであること。

(9) 放出弁

省令第 19 条第 5 項第 10 号に規定する放出弁は「不活性ガス消火設備等の放出弁の基準」（平成 7 年消防庁告示第 1 号）によること。なお、認定品とすること。◆

(10) 選択弁

選択弁は省令第 19 条第 5 項第 11 号の規定によるほか、次によること。

ア 省令第 19 条第 5 項第 11 号ニに規定する選択弁は「不活性ガス消火設備等の選択弁の基準」（平成 7 年消防庁告示第 2 号）によること。なお、認定品とすること。◆

イ 貯蔵容器の直近、又は火災の際容易に接近することができ、かつ、人がみだりに出入りしない場所に設けること。

ウ 貯蔵容器から防護区画へは、3 以上の選択弁を経由しないものであること。なお、複数の選択弁を経由する場合には、次によること。★

(ア) 選択弁の起動は次によること。

 a 選択弁をガス圧で起動するものは、選択弁ごとに起動ガスボンベを設置すること。
 b 起動ガスボンベ用ソレノイドに至る配線は耐熱配線とすること。

(イ) 系統選択弁（貯蔵ボンベ室集合管からの一次弁）は貯蔵ボンベ室内に設置すること。

(ウ) 貯蔵ボンベの開放は、系統選択弁用の起動ガスによるものであること。

(エ) 区画選択弁（系統選択弁からの二次弁）を貯蔵ボンベ室と異なる場所に設置する場合は次によること。

 a 専用の機器室又はパイプシャフトなどに設置すること。
 b パイプシャフト等を他の配管と共用する場合には、保護箱（不燃材料製）で覆い、区画選択弁である旨表示すること。
 c 専用の機械室又はパイプシャフトの扉は不燃材料とし、扉の表面には区画選択弁である旨表示すること。

(オ) 系統選択弁と区画選択弁との間には、相互に作動状態を表示する装置（表示灯等）及び相互通話装置を設置すること。

(11) 起動装置

起動装置は、省令第 19 条第 5 項第 14 号から第 16 号までに規定するほか、次によること。

ア 設置場所

振動、衝撃、腐食等の影響を受けるおそれが少なく、かつ、容易に接近できる場所に設けること。

イ 起動方式

起動方式は、手動式とすること。ただし、次に掲げる防火対象物（同一の防火対象物で管理権原者が異なる部分が存する場合にあっては、当該部分ごとに取り扱うことができるものとする。）にあっては、自動式とすることができます。

(ア) 常時人のいない防火対象物で二次災害の発生するおそれのないもの。

(イ) 夜間等無人となる防火対象物の当該無人となる時間帯でかつ、二次災害の発生するおそれのないもの。

ウ 起動状態

(ア) 手動式の場合には、手動起動のみできるものであること。

(イ) 自動式の場合には、自動起動及び手動起動ができるものであること。

エ 手動起動装置の操作箱は「二酸化炭素消火設備の安全対策に係る制御盤等の技術基準について（通知）」（平成4年2月5日消防危第11号、消防予第22号）に適合すること。

オ 自動式の起動装置は、省令第19条第5項第16号によるほか、次によること。

(ア) 複数の火災信号を受信した場合に起動する方式とし、一の信号については、当該消火設備専用とし、防護区画ごとに警戒区域を設けること。

(イ) 前(ア)による消火設備専用の感知器は、熱式の特種、1種又は2種とすること。
ただし、当該熱式感知器では非火災報の発生が容易に予想される場合又は火災感知が著しく遅れることが予想される場合は、この限りでない。

(ウ) 感知器は、省令第23条第4項に規定される基準の例により設けること。

(エ) 一の火災信号は自動火災報知設備の感知器から制御盤に、他の火災信号は消火設備専用に設ける感知器から制御盤に入る方式とするか、又は消火設備専用として設けた複数の火災信号が制御盤に入る方式としてAND回路制御方式とすること。

(オ) 自動式に起動した装置の復旧は、手動操作によること。

(カ) 制御盤等に自動手動切換装置が設けられるものにあっては、当該装置を起動装置に設けないことができる。

(キ) 感知器の作動を制御盤以外で受信する場合には、当該受信する機器等に不活性ガス消火設備と連動している旨表示し、制御盤への移報は容易に停止できない措置を講じること。

カ 起動装置が設けられている場所には、起動装置及び表示が容易に識別できる明るさを確保すること。★

キ 起動装置は、照明スイッチ、非常ベル等他の設備の操作とまぎらわしい操作方法を避けること。

(12) 音響警報装置

音響警報装置は、省令第19条第5項第17号及び第19号の2ハの規定によるほか、次によること。

ア 音響警報装置は「不活性ガス消火設備等の音響装置の基準」（平成7年消防庁告示第3号）によること。なお、認定品とすること。★

イ 音響警報装置は、火災の際延焼のおそれのない場所で、かつ、維持管理が容易にできる場所に設けること。★

ウ 警報装置だけでは、効果が期待できない場合には、赤色回転灯を付設すること。

エ 防護区画に係る警報と防護区画に隣接する部分に係る警報は、同一の内容とができる。

オ 防護区画内の見やすい位置に、保安上の注意事項を表示した注意銘板を、第6-2図の例により設置すること。

注意 ここには
不活性ガス消火設備を設けています。
消火ガスを放出する前に退避指令の放送を行います。
放送の指示に従い室外へ退避してください。

大きさ：縦27cm以上

：横48cm以上

地色：黄

文字色：黒

第6-2図

※ 「不活性ガス」の部分は消火剤ごとに読み替えるものとする。（以下注意銘板及び表示灯等共通）

カ 音響警報装置のスピーカーは、他の設備のスピーカーと近接して設置しないこと。

(13) 消火剤の排出措置

消火剤を安全な場所に排出するための措置は、省令第19条第5項第18号及び第19号の2イによるほか、次によること。

ア 自然排気又は機械排出により、屋外の安全な場所に排出できること。なお、安全な場所とは、周辺に人の通行や滞留がなく、人が容易に近づかない場所で、屋上や付近に開口部等が無い高所部分、かつ、消火剤が滞留するおそれのある窪地等がない場所のことであり、外気の通風が良好で排気される煙等が十分に拡散する場所であること。

イ 排出装置の操作部は、防護区画及び当該防護区画に隣接する部分を経由せずに到達できる場所に設けること。

ウ 機械排出装置を用いる排出方法◆

(ア) 原則として屋上に排出すること。ただし、人が容易に近づけないよう措置した場合など、周囲の安全が確認される場合は、2階の天井（概ね5m以上）の高さとすることができる。★

(イ) 原則として専用のものとすること。ただし、防護区画等から排出した消火剤が他室に漏洩しない構造のものにあっては、この限りでない。

なお、防護区画に係る機械排出装置と当該防護区画に隣接する部分に係る機械排出装置は、兼用することができるものとする。

(ウ) 放出された消火剤を1時間以内に排出できるよう、排出ファン（ポータブルファンを含む。以下同じ。）等を設けること。

(エ) 前(ウ)の排出ファンの容量は、1時間あたり5回以上の換気ができるものとする。★

(オ) ポータブルファンを使用する場合は、防護区画の壁の床面から高さ1m以内の箇所に、当該ポータブルファンを接続させるための接続孔を設けること。この場合接続孔は、常時閉鎖しており、かつ、ファン使用時に接続部以外の部分から消火剤が漏洩しない構造とすること。（避難階以外の地下からの排出は原則不可とする。）

エ 自然排気による排出方法

外壁に設けられた窓その他の開口部で、防護区画外から容易に開放することができ、放出された消火剤が著しい局部的滞留を起こさないように配置されており、かつ、床面からの高さが階高の2/3以下の位置にある開口部の面積の合計が、当該防護区画の床面積の1/10以上であること。

オ 排出装置及び復旧操作を要する自動閉止装置は、当該防護区画以外から容易に操作できるものであり、かつ、その直近に当該装置である旨の標識を設けること。★

カ 排出のための設備のうち、動力源に電気を用いるものにあっては、非常電源を第24非常電源の基準の例により設けること。（ポータブルファンを設置するコンセントも同様）

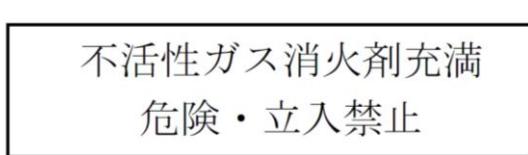
キ 排出装置等に係る図書（排出装置の起動装置の位置、ダクト系統図、排出場所、ポータブルファンの配置場所等）を防災センター等に備えつけておくこと。

(14) 放出表示灯

省令第19条第5項第19号イ(ハ)、ロ及び第19号の2ロに規定する表示灯は、消火剤放出時に点灯又は点滅表示するほか、次によること。

ア 放出表示灯の点灯又は点滅のみでは、十分に注意喚起が行えないと認められる場合にあっては、赤色回転灯を付設すること。

イ 消火剤が放出された旨を表示する表示灯は、第6-3図の例により設置すること。なお、防護区画に係る放出表示灯と防護区画に隣接する部分にかかる放出表示灯は、同一の仕様のものを設置することができること。



大きさ：縦8cm以上

：横28cm以上

地色：白

文字色：赤（消灯時は白）

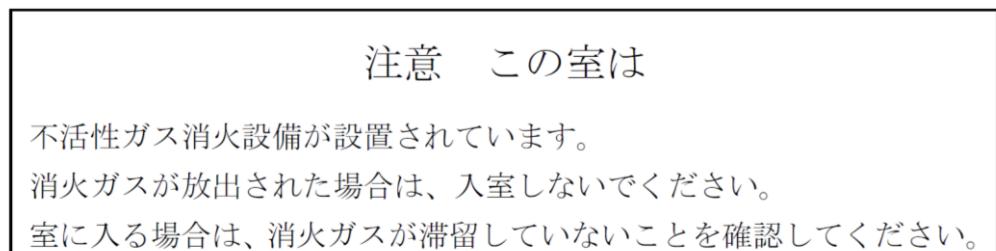
第6-3図

ウ 放出表示灯は、防護区画又は防護区画に隣接する部分の出入口等のうち、通常の出入り又は退路経路として使用される出入口の見やすい箇所に設けること。

エ 放出表示灯を設ける出入口の見やすい箇所に、保安上の注意事項を表示した注意銘板を、第6-4、6-5図の例により設置すること。((3)「全域放出方式の防護区画に隣接する部分に係る安全対策」ア. (ア)から(ウ)までに掲げる場所を除く。)★

(ア) 防護区画の出入口に設置するもの

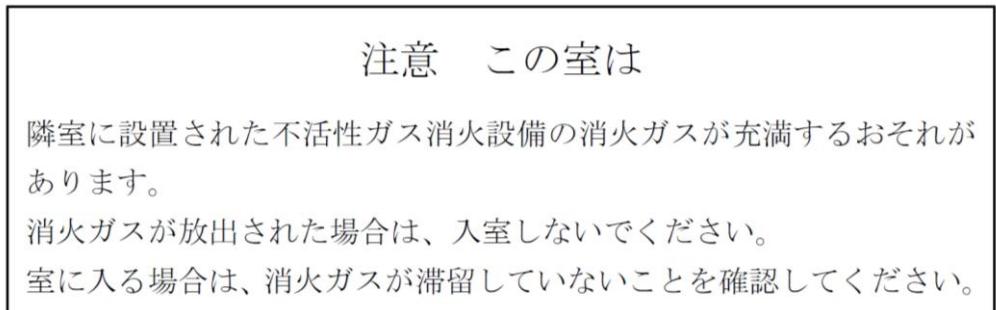
大きさ：縦20cm以上、横30cm以上 地色：淡いグレー 文字色：緑



第6-4図

(イ) 防護区画に隣接する部分の出入口に設置するもの

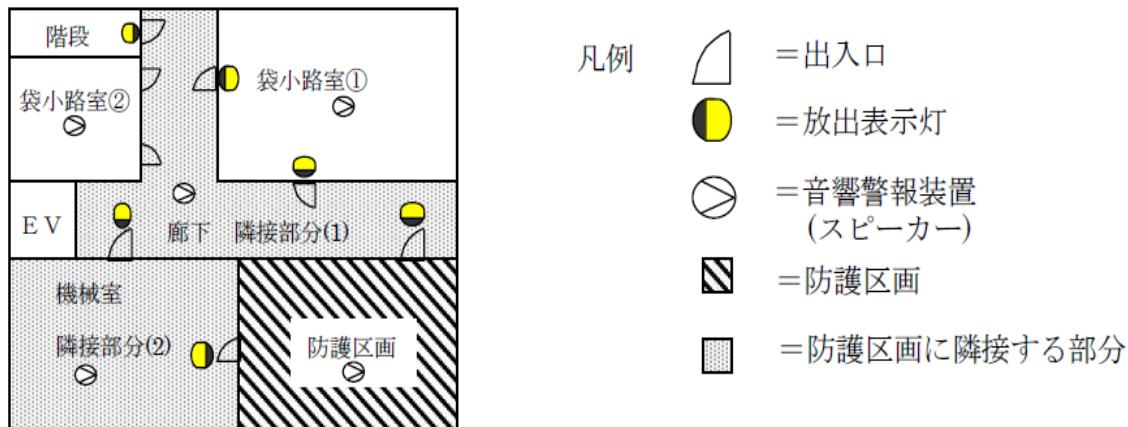
大きさ：縦20cm、横30cm以上 地色：淡いグレー 文字色：緑



第6-5図

オ 放出表示灯等の設置については、第6-6、6-7図の例を参考に配置すること。

(ア) 放出表示灯等の設置例（防護区画以外の部分は二酸化炭素を放射する消火設備に限る。（イ）も同じ。）



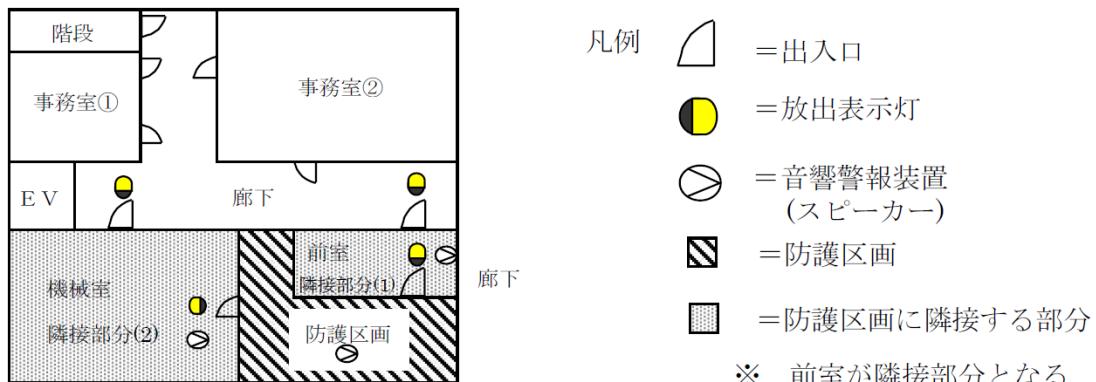
第6-6図

※ 袋小路室①及び②の音響警報装置は、指導により設置。

※ 袋小路室①の放出表示灯は、省令により設置。

※ 袋小路室の放出表示灯は、音響警報装置を設けることにより、放出表示灯の設置を省略することができる。（袋小路室②は、放出表示灯を省略した例。）

(イ) 放出表示灯等の設置例（防護区画に前室を設け、隣接部分とした場合）



第 6-7 図

(15) 制御盤等

ア 不活性ガス消火設備には、制御盤及び火災表示盤（以下「制御盤等」という。）を設けることとし、それぞれの機能は、次によるものであること。ただし、自動火災報知設備の受信機と一体となった総合盤等が火災表示盤の機能を有するものにあっては、火災表示盤を設けないことができる。

(ア) 制御盤

省令第 19 条第 5 項第 19 号の 3 に規定する制御盤は「不活性ガス消火設備等の制御盤の基準」（平成 13 年消防庁告示第 38 号）によること。なお、認定品とすること。

(イ) 火災表示盤

火災表示盤は、制御盤からの信号を受信し次の表示等を行うものであること。

- a 各防護区画ごとに、音響警報装置の起動又は感知器の作動を明示する表示灯（当該表示灯は兼用することができる）なお、表示灯が点灯した時には、ベル、ブザー等の警報器により警報音を鳴動すること。
- b 手動起動装置の放出用スイッチの作動を明示する表示灯（一括表示）
- c 消火剤が放出した旨を明示する表示灯（一括表示）
- d 起動方式が自動式のものにあっては、自動手動切換表示灯

イ 制御盤等の設置場所は、火災による影響、振動、衝撃、又は腐食の恐れのない場所で、かつ、点検に便利な位置に設けるほか、次によること。

(ア) 制御盤は、貯蔵容器の設置場所又はその直近に設けること。

(イ) 火災表示盤は、防災センター等常時人がいる場所に設けること。

ウ 制御盤等には、当該消火設備の完成図及び説明図を備えること。

(16) 非常電源・配線等

第 2 屋内消火栓設備 7 を準用すること。

4 局所放出方式

(1) 設置場所

局所放出方式の不活性ガス消火設備は、駐車の用に供される部分及び通信機器室以外の部分で、次に適合する場合に設置することができるものであること。

ア 予想される出火箇所が特定の部分に限定される場合。

イ 全域放出方式又は移動式の設置が不適当と認められる場合。

(2) 噴射ヘッド

前 3.(4)によること。◆

(3) 貯蔵容器の設置場所

前 3.(5)によること。◆

(4) 容器弁等

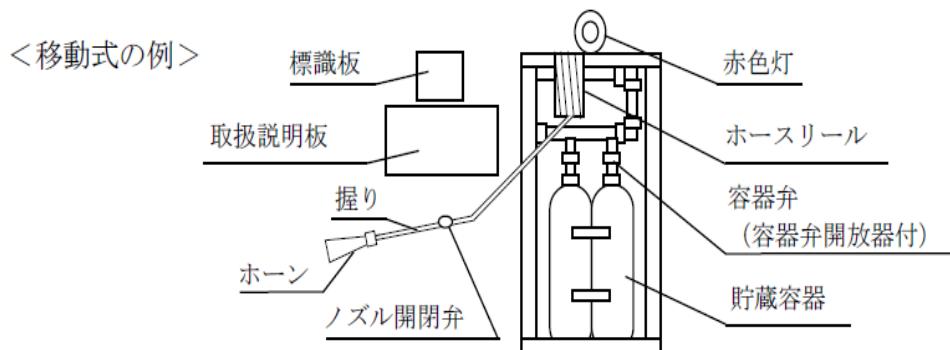
前 3.(6)によること。◆

(5) 配管等

- 前3.(7)によること。◆
- (6) 貯蔵容器
前3.(8)によること。◆
- (7) 放出弁
前3.(9)によること。◆
- (8) 選択弁
前3.(10)によること。◆
- (9) 起動装置
前3.(11)によること。◆
- (10) 音響警報装置
前3.(12)によること。◆
- (11) 消火剤の排出措置
前3.(13)によること。◆
- (12) 制御盤等
前3.(15)によること。ただし、省令第19条第5項第19号イ(イ)に規定される遅延装置は、設けないことができる。◆
- (13) 非常電源・配線等
前3.(16)によること。

5 移動式

- (1) 設置することができる部分
第5 泡消火設備6.(1)によること。
- (2) ホース等
ホース、ノズル、開閉弁及びホースリールは、「移動式の不活性ガス消火設備等のホース、ノズル、ノズル開閉弁及びホースリールの基準」(昭和51年消防庁告示第2号)によること。
なお認定品とすること。◆
- (3) 容器弁、放出弁
省令第19条第6項第2号によること。



6 多量の火気を使用する部分の二酸化炭素消火設備の特例基準

政令第13条の規定により多量の火気を使用する部分(厨房に限る。)に不活性ガス消火設備等を設置する場合の代替として、次の条件の全てを満たした場合、政令第32条の規定を適用し当該設備を設置しないことができる。

- (1) 政令第12条に定める技術基準に基づくスプリンクラー設備が設置されていること。
- (2) フード等用簡易消火装置が、「フード等用簡易自動消火装置の性能及び設置の基準について」(平成5年消防予第331号)に基づき設置されていること。
- (3) 厨房室の内装は、不燃材料であること。
- (4) 厨房設備は、液体燃料を使用しないこと。
- (5) 厨房室からの二方向避難が確保されていること。

(6) 石狩北部地区消防事務組合火災予防事務処理要綱第 32 条に規定する特例認定申請を提出すること。

7 消火剤放出時の圧力損失計算等

各メーカーの施工要領等による他、有効に消火できるよう設計すること。